

PAYSLE 利用約款

PAYSLE 利用約款

2025 年 6 月 30 日

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本約款は、PAYSLE 利用申込書（以下、「本申込書」という。）の申込者欄に署名（記名を含む。）または押印した者（以下、「甲」という。）が株式会社ネットスターズ（以下、「乙」という。）の提供する次項に定める本サービスを利用するための甲乙間の契約の成立、その内容等について定めるものである。
2. 「本サービス」とは、甲が甲の顧客から支払いを受ける商品販売代金、料金、会費、費用その他の金銭（以下、「料金等」という。）について、甲の顧客が乙の提携先である決済会社（以下「提携決済会社」という）が提供する電子バーコードを用いた決済サービスである PAYSLE サービス（以下「PAYSLE」という。）を利用してコンビニ窓口において支払った場合に、乙が当該料金等を株式会社 DSK ペイメント（以下「DSK」という。）から収受し、甲の指定する金融機関口座に振り込むことに関する以下の①から⑤の内容を有する乙の行為をいう。
 - ①乙が、通信回線（通信事業者である第三者が運営するものをいう。以下同様とする。）を通じて甲から料金等の請求データを受領し、乙所定の方法で、甲又は甲が指定する甲の顧客に対して、当該請求データに基づき作成された電子バーコードを取得するために必要となる情報を通知すること（PAYSLE 認証手続が必要な場合における、当該認証に係る情報を通知することを含む。）。なお、当該請求データに基づく電子バーコードの作成業務は提携決済会社の業務であり、乙の業務には含まれない。
 - ②乙が、DSK、コンビニ各社において、甲に代わって料金等を代理受領すること。
 - ③乙が、DSK、コンビニ各社の料金等収納データを通信回線を通じて集信し、電子計算機処理をして本サービスの利用先毎に仕分けした後、甲が通信回線を通じて料金等収納データをダウンロード又は受信するために、乙のコンピュータに乙所定の当該データを準備して甲に提供すること。
 - ④乙が、甲の顧客がコンビニ窓口で料金等の支払いをした場合、DSK を通じて収納金を取りまとめ、当該収納金から支払期限の到来した第5条第1項の本サービス利用料金を控除した残額を甲に支払うこと。
 - ⑤上記①から④に関連し又は付随するサービスであって乙が定めるもの
3. 甲は、本サービスの利用に当たって、前項第1号に基づき乙から電子バーコードを取得するための情報の通知を受けた場合、当該情報又は当該情報を加工した情報を乙所定の方法で当該電子バーコードに係る甲の顧客に通知し、当該甲の顧客をして、乙又は提携決済会社所定の方法により、料金等に

関する電子バーコードを取得させるものとする。

4. 甲及び乙における本サービスに関する業務取扱の具体的運用については、乙からの「提供物」に従うものとする。

第2条（用語の定義）

本約款において以下の各号の用語は、各号記載のとりの意味を有するものとする。

- ①「電子バーコード」 スマートフォン等の通信端末の画面上に表示する一次元バーコード
- ②「商品」 甲が顧客に対し販売する物品又は提供するサービスのうち、甲が本申込書に記載した物品又はサービス
- ③「コンビニ各社」 DSK が料金等収納業務契約を締結しているコンビニエンスストア各社
- ④「コンビニ窓口」 乙の契約するコンビニ各社の直営店とコンビニ各社に加盟するコンビニ店舗（エリアフランチャイズ加盟店を含む。）
- ⑤「顧客」 甲より商品を購入し又はサービスの提供を受ける者、会員その他の者
- ⑥「収納金」 乙がコンビニ各社から収受して甲に支払うべき代理受領した料金等
- ⑦「本利用契約」 本サービスの利用を目的とする甲乙間の契約
- ⑧「提供物」 本サービスにおいて乙が甲に提供する文書（払込票仕様書、バーコード仕様書、収納データ仕様書などの書類を含む。）、資料等その他一切の有体物及び無体物
- ⑨「代理収納協会」 料金等の代理受領にかかわる事業者の任意団体で、名称は「日本代理収納サービス協会」
- ⑩「データ」 コンピュータによって読取り等の処理が可能な電磁的形式の情報

第3条（本利用契約）

1. 本利用契約は、乙が本申込書受領後に、第18条所定の手続により DSK、コンビニ各社への申込手続き及び提携決済会社の承認手続を行い、甲に対して、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社が承諾しない旨を通知した場合を除き、第18条第1項のコンビニ各社及び提携決済会社の承諾がなされた時に、甲乙間に本約款をその契約内容にするものとして成立する。本申込書記載の内容は、本約款と共に本利用契約の内容を構成するものとし、本申込書に本約款と異なる内容が記載されている場合には、本申込書の記載内容が優先するものとする。
2. 乙は、本サービスの円滑かつ適正な提供を確保するため、合理的な範囲で規則を定め又は指定をすることができる（以下、これらの規則又は指定を「本規則等」という）。本規則等は、本約款と共に本利用契約の内容を構成するものとする。

第4条（本サービスの利用）

1. 乙は、甲に対し、本利用契約に従って本サービスを提供し、甲は、本利用契約に従ってこれを利用する。
2. 乙は、甲がバーコードの使用を開始する前に、乙所定の方法でバーコードの読み取りテストを行うことができ、甲はこれに協力するものとする。なお詳細は、乙からの提供物（仕様書）に従うものとする。
3. 乙は、甲の顧客において PAYSLE 認証手続が必要な場合には、本サービスに付随するものとして、甲又は甲の顧客から、認証に必要な乙所定の情報を取得し、これを用いて乙所定の方法で甲の顧客に

対し認証に必要な情報を送信する。この場合において、甲は、甲の顧客をして、PAYSLE 認証手続きをさせるものとし、認証に必要な情報を甲の顧客から取得するために必要な協力をするものとする。

4. 乙は、DSK から料金等収納データを集信し、甲に以下のデータを提供する。

①顧客が料金等をコンビニ窓口にて支払った後、当該支払いの都度、甲に代金受領を通知するためのデータ（以下、「リアル速報データ」という。）

なお、リアル速報データの通知について、コンビニ窓口での受付状態から、解除・取消しが発生した場合でも通知される場合がある。

②顧客が料金等をコンビニ窓口にて支払った後、甲に代金受領を通知するためのデータ（以下、「入金速報データ」という。）

なお、入金速報データの通知について、コンビニ窓口での受付状態から、解除・取消しが発生した場合でも通知される場合がある。

③顧客が料金等をコンビニ窓口にて支払った後、乙がコンビニ各社を通じて代金受領を確認したデータ（以下、「入金確定データ」という。）

なお、入金確定データを甲に送信後、コンビニ各社より取消しの通知があった場合、乙はインターネットを利用した電子メール（以下、「電子メール」という。）又は書面により甲に通知する。

④入金速報データを通知したにもかかわらず、乙がコンビニ各社を通じて代金受領を確認できなかったデータ（以下、「入金取消データ」という。）

5. 乙は、代理受領した料金等が DSK から乙の口座に入金された場合に、本申込書に記載された収納金の受領方法に基づき取りまとめの上、当該受領した料金等を、本申込書に記載された甲の金融機関口座へ振り込むものとする。

なお、DSK から代理受領についての入金確定データの取消通知を受けた場合、入金確定データの取消通知を行った日以降に行う振込処理において、当該金額を控除するものとする。

振込処理において当該金額の控除ができず、取消しにかかる代理受領した料金等を既に乙から受領している場合、甲は乙からの請求に基づき返金するものとする。

第5条（本サービス利用料金および決済システム手数料）

1. 甲が負担する本サービス利用料金は、本申込書記載のとおりとする。

2. 本サービス利用においては、顧客が 1 決済あたり 220 円（税込）の決済システム手数料を別途負担するものとする。

3. 上記決済システム手数料については、別途甲と乙との間で書面による合意がなされた場合、変更できるものとする。

第6条（電子受領証発行についての同意の取得及び発行権限の付与）

1. 乙、DSK、コンビニ各社、コンビニ窓口は、顧客が PAYSLE による代金の支払いをした場合において、当該顧客に対して民法第486条に定める受取証書の交付を要しないものとする。

2. 甲は前項に関して当該顧客からの同意を取得するものとする。

3. 甲は、前項に定める同意を取得した場合であっても、当該顧客から求められた場合には、当該顧客に対して甲の名で民法第486条に定める受取証書を交付するものとする。

第7条（利用システム等）

1. 甲は、本サービスの利用に伴うデータ処理、データ通信等について、乙が提供するコンピュータシステム（以下、「本システム」という。）を使用するものとし、甲が利用するデータ受渡方法は、本申込書記載のとおりとする。
2. 乙は、バージョンアップ等の目的で、本システムの更新、変更を行うことができるものとする。
3. 甲は、本システムを使用するにあたり、その接続・通信環境の設定について、乙の指定に従うものとする。通信プロトコルその他本サービスの利用に伴うデータ通信の詳細についても同様とする。前項により、本システムの更新、変更があった場合も同様とする。
なお、これらの設定に関する乙の協力方法は、別途、甲乙協議して定めるものとする。
4. 甲は、本システムの複製、解析若しくは改変を行い、又は他のソフトウェアと組み合わせて使用してはならない。
5. 甲が本システムを使用するにあたり、導入指導、運用指導及び保守については、本利用契約の内容に含まれないものとする。
6. 本システムの不具合に関する乙の責任は、本システムの修補のための合理的な努力を行うことのみとする。甲が第1項、第3項及び第4項に違反したことによって甲に生じた損害については、乙は何らの責任も負担しない。
7. 甲は、自らの費用と責任において本サービスの利用に必要な通信環境並びにコンピュータシステム（本システムを除く。）及びその稼働環境を確保し、保守する。

第8条（調査、改善要求）

1. 乙は、甲が本利用契約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合及び DSK、コンビニ各社又は提携決済会社から要請を受けた場合には、甲に対し、必要な事項について調査及び回答を請求し、又は甲の販売の態様、広告表現、甲が販売の対象として取り扱っている商品（以下、「取扱商品」という。）等について、相当な方法によって調査をすることができるものとし、甲はこれに協力するものとする。
2. 乙は、前項の調査により取得した情報、資料等を、DSK、コンビニ各社及び提携決済会社へ提出することができる。
3. 乙は、甲に対し、以下の各号のいずれか一つに該当する場合に、当該販売の態様、広告表現又は取扱商品について、改善又は停止を請求でき、甲はその請求に従う。
 - ①甲の販売の態様、広告表現若しくは取扱商品が法令、公序良俗、本利用契約に違反し又は違反するおそれがあると乙が相当な根拠をもって判断した場合
 - ②甲の販売の相手方である顧客から、甲との間の販売又はその対象商品に関して、苦情の申し出、調査の要求又は代金返還、損害賠償等の請求がなされた場合
 - ③第三者から、甲の販売の態様、広告表現又は取扱商品が当該第三者の著作権、特許権、意匠権、商標権、肖像権、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害すると主張された場合
 - ④甲が第1項の調査に協力しない場合
 - ⑤その他 DSK、コンビニ各社又は提携決済会社が甲の販売又は提供の態様、広告表現又は取扱商品を不適当と認めた場合（その理由は甲に開示されないものとする。）

第9条（苦情・照会等の対応）

1. 乙は、料金等の内容に関し、顧客、DSK、コンビニ各社若しくは提携決済会社から苦情若しくは照会を受けた場合は、速やかに本申込書に定める甲の担当部署に報告する。甲は、乙の報告に基づき顧客との折衝を行うものとする。
2. 甲は、乙の責めに帰すことができない事由により生じた顧客その他の第三者からの苦情、それらの者との紛争については、自らの費用と責任で解決するものとし、乙は当該費用及び責任を負担しないものとする。

第10条（収納についての問合せ）

1. 甲が甲の顧客の収納について乙に問い合わせる場合には、乙所定の方法で、別途乙の定める受付窓口へ問い合わせるものとする。受付時間は乙の窓口営業時間とする。
2. 甲は、乙に対して収納調査を依頼する場合、甲の顧客が支払いをしたことを申告するコンビニ窓口の店舗名、支払日時、支払金額等を当該甲の顧客から聴取し、バーコード情報等とあわせて乙に通知する。乙は、甲からの情報を元に DSK を経由して該当するコンビニ各社に伝達し、調査を依頼する。

第11条（本サービスの提供停止）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、甲に対する本サービスの提供の全部を停止することができる。
 - ①甲の料金等が DSK、コンビニ各社から支払いを拒絶され又は乙に返還の請求がなされた場合
 - ②甲の販売の対象となった商品に数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題等契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）があったこと、引渡し又は提供が未了であること等により、顧客の利益が著しく損なわれる事象が発生した、もしくは発生するおそれがある場合
 - ③乙と DSK、コンビニ各社又は提携決済会社との間の契約が、事由の如何を問わず終了した場合
 - ④甲が法令、公序良俗、本利用契約に違反したと認められる相当の理由があると乙が判断した場合
 - ⑤甲の本サービスによる取扱いが、DSK、コンビニ各社から不相当と判断され、その旨乙に通知のあった場合
 - ⑥破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立てを甲が自ら行い又は他から申立てられた場合
 - ⑦差押え、仮差押え等の申立て、抵当権等の担保権の実行の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払いを停止し若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
 - ⑨前三号の外、信用状態が極度に悪化したものと認められる場合、又は本サービスの円滑かつ適正な利用が期待できないと認められる場合
 - ⑩事業を停止し若しくは廃止した場合、又は解散決議等によって清算手続に入った場合
 - ⑪甲が事業の全部又は重要な一部について事業譲渡・譲受（合併を含む。）又は会社分割を決議した場合
2. 乙は、次の各号のいずれか一つにでも該当する場合には、乙の判断により、本サービスの提供を中断す

ることができる。

- ①乙、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社の設備の保守又は工事上やむを得ないとき
 - ②通信回線の輻輳若しくは使用不能のとき
 - ③コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施その他本システムの円滑な稼働を確保するために必要なとき
 - ④提携決済会社による PAYSLE の提供が停止、中断若しくは又は終了したとき
3. 前項により本サービスの提供を中断する場合、乙はあらかじめその旨を甲に通知する。但し、緊急時その他やむを得ない場合は、この限りではない。
4. 甲は、甲の顧客が PAYSLE 認証手続を完了しない場合、甲の顧客の通信端末の画面上に電子バーコードが表示されない場合、甲の顧客の通信端末の破損等により電子バーコードを読み取ることができない場合、甲の顧客が現金以外での支払いを希望する場合等、提携決済会社所定の事由により、本サービスを利用できない場合があることを承諾する。
5. 乙は、甲から本サービスの利用を休止したい旨の申し出を受けた場合には、甲から利用再開の申し出があるまで、本サービスの提供を停止するものとする。
6. 前各項に基づいて本サービスの提供が停止もしくは中断されたこと又は本サービスの利用ができなかったことによって甲が被った損害について、乙は一切責任を負わない。但し、当該損害が、乙の故意又は重過失に起因して生じた場合は、この限りでない。

第 12 条（データの保存及び提出）

1. 乙は、本サービスの提供に関連して取得し又は作成したデータを本利用契約に基づく業務に必要とされる期間中保存し、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社から要請を受けた場合には速やかに提出するものとする。乙は、当該保存期間の経過後は、甲に何らの通知をすることなく、当該データを消去することができる。
2. 前項のデータのほか、乙は、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社から要請を受けた場合、甲が行った販売に関する情報を DSK を経由してコンビニ各社に提出することができる。

第 13 条（情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、各自、本利用契約に関連して知り得た相手方、顧客又は販売に関する情報（いずれの情報も個人情報保護法上の個人情報に該当するかどうかを問わず、以下、本章において「本情報」という。）を秘密として保持し、第三者に開示し又は漏えいしてはならない。但し、以下の各号のいずれか 1 つに該当する場合はこの限りでない。
- ①本利用契約に基づく場合
 - ②事前に相手方の書面による承諾を得た場合
 - ③法令に基づく場合
 - ④本利用契約に基づく業務を乙が第三者に委託している場合に、当該第三者に当該委託に伴い開示する場合
 - ⑤乙の関連会社が取扱うサービス等を甲に紹介する目的で、甲の情報を当該関連会社へ開示する場合
 - ⑥知り得た時点で既に公知の情報、及び自己の責任によらず公知となった情報を開示する場合

2. 甲及び乙は、各自、本利用契約の履行以外の目的に本情報を使用してはならない。但し、前項但書の規定は、本項について準用する。
3. 甲及び乙は、本利用契約に基づく業務を第三者に委託する場合、当該委託先に第1項及び第2項と同様の義務を課すものとする。

第14条（代理収納協会への情報共有）

乙の代理受領業務が以下の各号に掲げる請求に利用されることを防止することを目的として、乙が、代理収納協会又は同協会に加盟する他の事業者に対し、本利用契約に関連して知り得た甲に関する情報を提供する場合がある。甲は、乙による当該情報の提供について承諾する。

- ①原因取引の裏付けのない請求
- ②詐欺的な請求
- ③法令又は公序良俗に反する商品に係る請求
- ④その他コンビニ窓口における代理受領業務を行うことが妥当でないと認められる請求

第15条（第三者への委託）

1. 乙は、本利用契約に基づく業務を第三者に委託することができる。
2. 乙の委託先の行為は、本利用契約の適用上、乙の行為とみなされるものとする。

第16条（禁止事項）

甲は、本サービスの利用、甲の運営ならびに商品の販売又は提供において、次の各号の内容に該当する行為をしないものとする。

- ①特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- ②無免許による商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
- ③詐欺等の犯罪に結びつく行為
- ④本サービスの運営に支障を与える行為又は本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- ⑤公序良俗に反する文書、画像等を送信又は表示する行為
- ⑥無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為
- ⑦その他、法令に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑧コンビニ各社及びコンビニ窓口のイメージを低下させる販売行為又は提供
- ⑨提携決済会社のイメージを低下させる販売行為又は提供
- ⑩第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑪コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供し、又は推奨する行為
- ⑫前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
- ⑬甲の開設するホームページにおいて、乙、DSK、コンビニ各社及び提携決済会社の開設するホームページを当事者の許可なくリンクさせる行為
- ⑭乙の事前の書面による同意なく、本サービスを第三者に利用させる行為

第2章 契約の締結等

第17条（本利用契約の承諾）

1. 乙は、乙が契約する DSK との取決めにより、本条に定める手続に従い、甲に関し個別に代理受領業務の利用を申し込み、コンビニ各社から当該申込の承諾を得るものとする。また、乙は、DSK との取決めにより、本条に定める手続に従い、甲が PAYSLE を用いた収納代行サービスである本サービスを利用することに関して、提携決済会社の承諾を得るものとする。
2. 甲は、乙に対し、本申込書のほか、本利用契約の締結に必要な DSK、コンビニ各社又は提携決済会社所定の資料、情報等を提出することができるものとする。乙は、甲に係る DSK、コンビニ各社の代理受領業務の利用申込みを、これらの資料及び情報等を DSK、コンビニ各社に提出することによって個別に行う。
3. 乙は、DSK、コンビニ各社から前項の申込に対する諾否の通知を受け取り、その通知内容を取りまとめて甲に通知する。また、乙は、甲が PAYSLE を用いた料金等の収納サービスである本サービスを利用することについて、提携決済会社の諾否の通知を受け取り、その通知内容を取りまとめて甲に通知する。この場合、乙は、甲に対し、DSK、コンビニ各社及び提携決済会社から通知された情報以外の情報及び DSK、コンビニ各社又は提携決済会社が承諾しない場合の不承諾の理由を通知する義務を負わないものとする。
4. 乙は、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社が甲の利用申込みを承諾しなかった場合の責任を負わないものとする。

第18条（契約の変更）

本利用契約の内容の変更は、変更する事項を記載した本申込書によって行われるものとし、この場合第3条第1項の規定を準用する。但し、DSK、コンビニ各社からの要請、関係法令の制定・改廃、通信回線の利用条件の変更又は乙のコンピュータシステムの仕様変更により、本利用契約の内容を変更する必要が生じた場合、乙は、当該変更内容を事前に甲に通知した上で、甲の承諾を得ることなく本利用契約の内容を変更することができるものとする。

第19条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - ①自ら及び自らの役員（事実上の役員、実質的に経営権を有するものを含む。以下、同じ。）が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - ②自ら及び自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③自ら及び自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと。
 - ④自ら及び自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと。

- ⑤自ら又は第三者を利用して、乙、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いたり、乙、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社の名誉や信用を毀損若しくは毀損するおそれのある行為をせず、また乙、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社の業務を妨害若しくは妨害するおそれのある行為をしないこと。
2. 甲は、前項を確認することを目的として乙、DSK、コンビニ各社又は提携決済会社が乙に対して行う調査に協力するものとする。
 3. 甲又は乙は、前各項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合、相手方に直ちに通知するものとする。
 4. 甲又は乙は、相手方が前各項に違反した場合は、相手方に対し何らの催告をすることなく、直ちに甲乙間で締結した一切の契約の全部又は一部を解除することができる。
 5. 前項により契約を解除した場合、甲又は乙は、相手方に対し、一切の損害賠償義務を負担しないものとする。
 6. 第4項に基づく契約の解除は、解除権を行使した当事者の相手方への損害賠償の請求は妨げない。

第20条（有効期間及び解約）

1. 本利用契約の有効期間は、本利用契約成立の日から1年間とし、期間満了の3か月前までにいずれか一方の当事者から相手方に対し本利用契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、同一条件で更新されてさらに1年間継続するものとし、更新後の有効期間についても同様とする。
2. 本条第1項の有効期間中といえども、甲又は乙が本利用契約を解約しようとする日（以下「解約日」という。）の3か月前までに相手方に書面にて解約の意思表示をすることにより、当該解約の意思表示に起因して生じた損害の賠償義務を負うことなく、本利用契約を中途解約できるものとする。但し、解約日以降に発生する料金との清算及び乙の業務遂行に係る費用の支払いについては、第30条第2項のとおりとする。なお、甲の都合で本利用契約を中途解約する場合には、支払済みの本サービス利用料金については、いかなる場合も返金されないものとする。
3. 前項の規定は、甲又は乙の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
4. 解約の手続きとして、甲は乙所定の「解約届」を乙に提出する。

第21条（変更の届出等）

1. 本利用契約成立後に、甲の住所、会社名、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号、本サービス利用料金の支払方法、収納金振込先口座等の本申込書記載事項に変更が生じた場合は、甲は、直ちに乙所定の書式にて当該変更につき乙に通知するものとする。
2. 商品の変更又は追加が生じる場合、甲は、前項の通知のほか、直ちに乙に申し出なければならない。乙又はDSK、コンビニ各社の判断によっては、取扱いができない場合もある。
3. 甲が第1項の届出を怠ったため、乙から甲への通知が到達しない場合、当該通知は当該通知が通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとする。

第22条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、各自、相手方がその責めに帰すべき事由に基づいて本利用契約に違反した場合に、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、相当期間内に当該違反状態が是正されないときは、本利用

契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、各自、相手方に第12条第1項第6号から第10号又は次の各号に掲げる事由のいずれか1つの事由でも生じた場合、何らの催告なく直ちに、本利用契約を解除することができる。なお、この場合には第21条第3項の但し書きを準用する。
 - ①重大な過失又は背信行為があった場合
 - ②監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
 - ③本利用契約に違反し、当該違反に関する書面による勧告を受領した後14日以内にこれを是正しない場合
 - ④その他、本利用契約に基づく債務の履行が困難であることが客観的に明白になった場合
3. 乙は、DSK、コンビニ各社から甲に対する代理受領の承諾が事由の如何を問わず取り消された場合、甲に第12条第1項第1号から第5号若しくは第11号のいずれか1つの事由でも生じた場合、又は次の各号に掲げる事由のいずれか1つの事由でも生じた場合、何らの催告なく直ちに、本利用契約を解除することができる。
 - ①甲が本サービスの利用申込みに際し、虚偽の申告を行っていた場合
 - ②甲が第17条各号に該当する事項を行っていた場合
 - ③甲乙間で予め定めた以外の商品又はサービスについて本サービスを利用した場合
 - ④顧客からの苦情等により著しく信用が下落した場合
4. 本利用契約が解除された場合、その解除の原因を生じた当事者は、本利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、解除の効力が生じた日の翌日から支払日まで年14.6%（年365日の日割り計算）の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。
5. 甲の責に帰すべき事由により本利用契約が解除された場合には、甲が既に乙に支払った対価があっても、乙は返金しないものとする。
6. 第1項から第3項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
7. 本利用契約が解除された場合には、甲は直ちに、本システムの使用を中止するものとする。

第3章 損害賠償等の制限

第23条（損害賠償責任及び免責）

1. 本サービスに対する乙の責任は、甲及び顧客が支障なく本サービスを利用できるよう、最善の努力をもって本サービスを運営することに限られるものとする。
2. 本条前項に定めるほか、乙は、甲が本サービスの利用又は利用不能により被った損害につき、一切責任を負わないものとする。但し、当該損害が、乙の故意又は重過失に起因して生じた場合は、この限りでない。
3. 乙は、第1条第2項第1号に従って甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから乙所定の方法によって送信された料金等の支払いに関する乙所定のデータに基づいて、乙又は提携決済会社所定の方法により、当該料金等の支払いに係る電子バーコードを取得するために必要となる乙所定の情報を通知するものとし、甲のコンピュータ又は甲の顧客のコンピュータから送信された料金等の支払いに関するデータの不備若しくは誤り等に起因するPAYSLEの不提供及び不具合に関しては、一切の責任を負わないものとする。

のとする。

4. 本サービスに対応するためのソフトウェアの不具合に関する乙の責任は、本サービスを利用するために適切なソフトウェアを選定することに限られ、その設置、運用及び故障等の瑕疵については、乙は一切の責任を負担しない。但し、当該損害が、乙の故意又は重過失に起因して生じた場合は、この限りでない。
5. 甲及び乙は、各自、相手方がその責めに帰すべき事由に基づいて本利用契約に違反したことにより損害を受けた場合、当該相手方に対し、現実かつ直接に被った通常の損害についてのみ、賠償を請求することができる。但し、当該損害が、相手方の故意又は重過失に起因して生じた場合は、この限りでなく、また、本利用契約において別段の定めがある場合は、当該定めに従うものとする。
6. 前項において、地震等の天災、テロ行為又は通信回線の輻輳、途絶等の異常による本利用契約上の債務の不履行は、当事者の責めに帰すべからざる事由に基づくものとみなす。なお、本利用契約、提携決済会社と乙との合意事項又は乙若しくは提携決済会社の指示事項に違反した甲による本サービス又は PAYSLE の利用は、乙の責めに帰すべからざる事由とみなす。
7. 本利用契約又は本サービスに関連する乙の賠償額は、当該賠償責任の原因事実が生じた日の属する月の直前の3か月間に乙が甲から受領した本サービス利用料金の合計額を上限とする。但し、乙の故意又は重過失に起因して生じた損害に対する賠償額については、この限りでない。
8. 以下の各号の紛争については、甲の責任と費用負担において速やかに対処して解決するものとし、これらの紛争によって乙が損害を受けた場合には、甲がその損害の一切を補償するものとする。
 - ①甲の販売又は提供の対象となった商品の契約不適合、引渡若しくは提供の遅延、料金等の額若しくはその支払い又は広告に関する紛争（苦情の申出、及び交換、返品又は中途解約の請求を含み、これらに限られない。）
 - ②申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他販売の成否に関する紛争、なりすましその他販売の効果帰属に関する紛争、消費者契約法違反、錯誤等による販売の有効性に関する紛争又は詐欺等による販売の取消に関する紛争
 - ③甲の販売又は提供の対象となった商品の保守に関する紛争
9. 前項のほか、第三者から、乙に対して、本利用契約に基づく又は関連する甲の業務に関し、裁判上又は裁判外の請求がなされたことによって、乙が何らかの損失、損害等を被った場合には、甲はこれを全て補償し、乙にいかなる負担も負わせないものとする。
10. 本利用契約は、乙が DSK、コンビニ各社を通じてコンビニ窓口において代理受領した料金等の支払いを何ら保証するものではない。乙は代理受領した料金等の支払遅滞が乙の責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因する場合における当該遅滞に基づく直接損害を除き、事由の如何を問わず、コンビニ各社からコンビニ各社が代理受領した料金等を受領するまでは、甲に対する代理受領した料金等の支払いに関して、甲に対し、一切支払義務や責任を負わない。
11. 乙は、取り扱う料金等の内容及びこれに関する紛争については一切責任を負わず、甲がその責任を負うものとする。
12. 乙が DSK、コンビニ各社から料金等を収受できなかったときには、乙は甲に対し第4条第5項に定める義務を免れるものとする。

第4章 その他一般規定

第 24 条（遵守義務）

甲及び乙は、本利用契約の履行にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ①本利用契約の内容のうち機密に属する事項及び顧客のプライバシーその他の機密に関する一切の情報は、本利用契約の有効期間のみならず終了後においても他に漏らさない。
- ②乙は、顧客から収納した料金等に関する各種データを、甲への引渡し完了までの間、善良なる管理者の注意義務のもとに保管する。
- ③甲は、乙からの提供物に従うものとする。
- ④乙は、DSK、コンビニ各社及び提携決済会社と十分な協力を行い、甲は乙の当該行為について適宜協力する。

第 25 条（協議事項）

本利用契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は、法令及び取引慣行に従うほか、信義に従い誠実に協議して解決するよう努めるものとする。

第 26 条（準拠法）

本利用契約の成立及び効力の準拠法は、日本国法とする。

第 27 条（管轄の合意）

本利用契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 28 条（本利用契約終了後の措置）

1. 第 8 条第 6 項、第 9 条第 2 項、第 12 条第 6 項、第 13 条、第 14 条、第 20 条第 5 項及び第 6 項、第 21 条、第 23 条第 4 項ないし第 7 項、第 24 条ないし第 29 条並びに本条の効力は、本利用契約終了後も存続するものとし、本利用契約終了の日までに本利用契約に基づいて既に発生している具体的な金銭債務は、本利用契約の終了によって影響を受けないものとする。
2. 本利用契約が終了した後においても、コンビニ窓口で収納した料金等の清算が未済の場合は、本利用契約自体は終了するといえども、乙は、当該料金等の引渡し事務完了まで業務を遂行する。また、甲は、乙の業務遂行に係る本サービス利用料金及び費用を本利用契約に基づき乙に支払うものとする。なお、その場合には第 5 条第 2 項を適用する。

第 29 条（本約款の変更）

1. 乙は、甲の同意を得ることなく、乙の裁量により本約款を随時変更することができる。この場合、甲の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の内容を適用するものとする。
2. 乙は、前項の変更を行う場合には甲に対して一定の予告期間を設けて通知、又は乙所定の Web サイトに公表する方法により、本約款を改定することができるものとする。
3. 前項にかかわらず、乙が本約款の変更内容が甲の不利益にならないと判断した場合、乙は、当該変更内容を甲に通知する方法、又は乙所定の Web サイトに公表する方法により、直ちに甲の同意なく本約款を改定することができるものとする。
4. 前二項にかかわらず、乙と DSK の間の契約に変更があった場合、DSK からの要請を受けた場合その

他やむを得ない場合には、乙は、変更内容を事前に甲に通知する方法、又は乙所定のW e bサイトに公表する方法により、直ちに甲の同意なく本約款を改定することができるものとする。

以上